

商工通信



令和4年2月号
第226号
令和4年2月1日発行

〒959-2642 胎内市新和町 2-5
中条町商工会（胎内市産業文化会館内）
TEL (0254) 43-3624 FAX (0254) 43-5773
URL <http://www.tainai.or.jp/>
✉ nakasyo@shinsyoren.or.jp

★今月・来月の行事予定

【2月 FEB】

日にち	時間	内容	場所	担当者
10日(水)	13:30～	融資委員会(予定)	商工会館	町田・菅原・鈴木・窪田
17日(木)	10:00～	確定申告個別税務相談会(担当:安城税理士) ※事前に予約が必要です	商工会館	菅原・鈴木・窪田
22日(火)	10:00～	無料法律相談 ※電話相談に変更となりました	商工会館	窪田
25日(金)	10:00～	確定申告個別税務相談会(担当:増谷税理士) ※事前に予約が必要です	商工会館	菅原・鈴木・窪田

【3月 MAR】

日にち	時間	内容	場所	担当者
3日(木)	10:00～	確定申告個別税務相談会(担当:武田税理士) ※事前に予約が必要です	商工会館	菅原・鈴木・窪田
10日(木)	10:00～	確定申告個別税務相談会(担当:武田税理士) ※事前に予約が必要です	商工会館	菅原・鈴木・窪田
10日(木)	13:30～	融資委員会(予定)	商工会館	町田・菅原・鈴木・窪田
14日(月)	10:00～	確定申告個別税務相談会(担当:増谷税理士) ※事前に予約が必要です	商工会館	菅原・鈴木・窪田

★壁等に貼ってご利用下さい。

～申告と納税はお早めに～
令和3年分 申告と納税期限

所得税及び
復興特別所得税

3月15日(火)

消費税及び
地方消費税

3月31日(木)
(個人事業者の方)

事業復活支援金に関するお知らせ

2022年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付します。

【対象者】 新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が2018年11月～2021年3月までの任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30～50%減少した事業者
(中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主)

【給付額】

・上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

・算出式 給付額は、上記で定めた上限額を超えない範囲で、「基準期間[※]の売上高」と「対象月[☆]の売上高」に5をかけた額との差額

$$\text{給付額} = (\text{基準期間}^{\text{※}} \text{の売上高}) - (\text{対象月}^{\text{☆}} \text{の売上高}) \times 5$$

※ 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間のうち、売上高の比較に用いた月を含む期間

☆ 2021年11月～2022年3月のいずれかの月

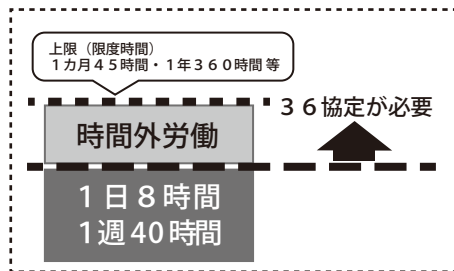
【申請期間】 2022年1月31日(月)～5月31日(火)

◇ 申請の前に登録確認機関による事前確認が必要です。詳細は商工会までお問い合わせください。

事業主の皆様へ 「サブロク協定」をご存知ですか？

時間外労働を行うには、サブロク(36)協定が必要です。

- 労働基準法では、労働時間は原則、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。
- 「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働(残業)をさせる場合には、
 - ・労働基準法第36条に基づく労使協定(36協定)の締結
 - ・労働基準監督署への届出・・・が必要です。
- 36協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や「1カ月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。



時間外労働を行う場合には、予め、使用者と従業員の代表(※)の方が、36協定を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出る必要があります。

- (※) 具体的には、
- ①従業員の過半数で組織する労働組合(過半数組合)がある場合はその労働組合
 - ②過半数組合がない場合は、従業員の過半数を代表する方

【参考】

- ◆時間外労働の上限は、厚生労働大臣告示において、1カ月45時間、1年360時間等とされています。(これを「限度時間」と言います。)
- *ただし、特別条項を締結すれば、年間6カ月まで、限度時間を超えて労働させることができます。
- ◆ただし、労働時間を延長する場合には、その時間をできる限り短くするよう努めなければなりません。

詳細は労働条件総合情報サイトへ
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/saburoku/>

新発田年金事務所 年金の予約相談のご案内

新発田年金事務所では、年金の予約相談を実施しています。



- ご予約いただくと・・・
- ①お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます！
 - ②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します！

予約相談の実施時間帯 8:30～19:00(月曜日)
 8:30～17:15(火～金曜日)
 9:30～16:00(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19:00まで予約相談をお受けします。

【予約のお申し込みは】新発田年金事務所 TEL 0254-23-2128

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付します。
- ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

労働問題でお困りの方 労働相談のご案内

労働者・事業主を問わず、労働問題でお困りの方は
 新潟労働相談所へ

- ◆お電話でご相談の方は
 労働相談専用電話 **0250-23-6110** へお電話ください

- ◆面談をご希望の方は
 新潟地域振興局 1階 (企画振興部労政課内)
 新潟市秋葉区新津 4524-1 (JR新津駅から徒歩20分)
 ※無料駐車場あり、面談は事前予約が必要です

- ◆相談時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
 (祝日除く)

※相談は無料で、秘密は厳守されます



2022 べにはるかスイーツフェア

市内の小学生から寄せられたアイデアをもとに新たに商品化された「べにはるか」スイーツをご賞味ください。

【開催期間】2月15日(火)～2月28日(月)

【参加店舗】OKASHI SALON 梅月堂、黒田屋菓子舗、マサヤ菓子舗、
 (9店舗) 中条グランドホテル、美月堂、たかだや菓子舗、
 亀屋菓子店、クッチーナソリッツ、カフェ工房まめ

※詳しくは、まるごと下越！2月号(1/28配布)及び2/14の折込チラシをご覧ください。

無料法律相談のご案内

- ◆相談日 令和4年2月22日(火)
- ◆時間 10:00～12:00(お一人30分まで)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話での相談対応に変更となりました。何卒ご了承ください。

- ・売掛金の回収
- ・従業員との労働契約に関するトラブル
- ・隣人との境界トラブル・・・etc.

※事前にお電話でのご予約をお願いします。

新発田年金事務所 年金の予約相談のご案内

新発田年金事務所では、年金の予約相談を実施しています。



- ご予約いただくと・・・
- ①お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます！
 - ②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します！

予約相談の実施時間帯 8:30～19:00(月曜日)
 8:30～17:15(火～金曜日)
 9:30～16:00(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19:00まで予約相談をお受けします。

【予約のお申し込みは】新発田年金事務所 TEL 0254-23-2128

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付します。
- ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

労働問題でお困りの方 労働相談のご案内

労働者・事業主を問わず、労働問題でお困りの方は
 新潟労働相談所へ

- ◆お電話でご相談の方は
 労働相談専用電話 **0250-23-6110** へお電話ください

- ◆面談をご希望の方は
 新潟地域振興局 1階 (企画振興部労政課内)
 新潟市秋葉区新津 4524-1 (JR新津駅から徒歩20分)
 ※無料駐車場あり、面談は事前予約が必要です

- ◆相談時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
 (祝日除く)

※相談は無料で、秘密は厳守されます

